

施設器材用蓄電池の修理実施区分及び修理不能判定基準等について（通達）

昭和 41 年 10 月 5 日
陸幕施第 408 号

改正 平成 10 年 3 月 26 日陸幕施第 80 号 平成 16 年 10 月 26 日陸幕施第 190 号
 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規 73)
施設器材用蓄電池の修理実施区分及び修理不能判定基準等について（通達）
標記について、下記により実施されたい。

記

1 施設器材用蓄電池の修理実施区分は次の区分より実施するものとする。

項目	端子、電槽等蓄電池外部の修理	電槽内部の修理等
実施部隊等名		
使用部隊等、ただし、指定部隊等に改編後の部隊等にあつては整備部隊等	軽易なものについて実施する。	1 補充電等の回復充電を実施する。
		2 極板、隔離板等の電槽内部の交換、修理は実施しない。

- 2 蓄電池の技術的修理不能判定要領
蓄電池の技術的修理不能判定は、別表に基づき外観検査、放電検査及び充電検査を実施し、当該蓄電池の損耗程度が 1 項目でも「修理不能の判定基準」を超えている場合には、当該蓄電池を修理不能と判定する。
- 3 表示
管理官は、別紙に示す要領により蓄電池の初充電実施年月を表示するものとする。初充電実施年月が不明な場合は、製造年月日等（別紙参照）から 3 箇月を経過した月をもって初充電実施年月とみなす。

蓄電池の表示等

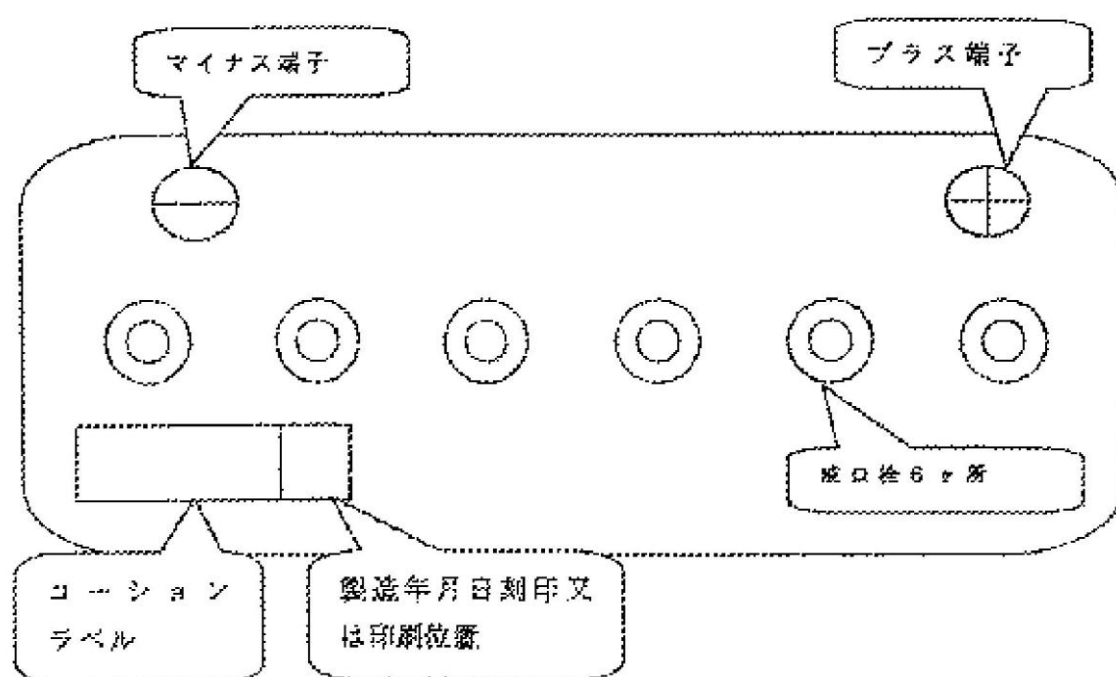
1 初充電実施年月の表示要領

電槽の両長側面に、次項の製造年月日刻印要領に準じ、電槽の色が乳白色半透明には黒色、その他のものに対しては赤色ペイント等により明確に記入する。

2 製造年月日刻印

刻印場所

蓄電池のふた上面のコーションラベルに刻印又は印刷されている。



蓄電池の技術的修理不能判定基準

検査順序及び種別	検査項目	修理不能の判定基準			
1 外観検査	目視により次の項目について検査する。	1 電槽、ふた及び液口栓の破損、き裂のため電解液が流出したもの。			
	1 電槽	2 電槽、ふた及び液口栓の変形が著しいもの。			
	2 ふた				
	3 液口栓				
2 放電検査	比重計と蓄電池試験器で次の項目について検査する。				
	1 比重及び各セル（単電池）間の比重差		当該電池の状態	蓄電池試験器の状態	
	2 無負荷電圧		各セル（単電池）間の比重差が 0.04 以上のもの。	1 負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等が要充電又は不良若しくは要交換を示したもの。	
	3 負荷電圧			2 負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等が良好、要注意等を示したが、充電検査が不合格のもの。	
				3 負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等が良好、要注意等を示し充電検査は合格したが、再度実施した負過電圧測定時の電圧指示	

				目盛又は結果表示ランプ等が要充電又は不良若しくは要交換を示したものの。	
			各セル(単電池)間の比重差が0.04未満で、最低比重が1.240以上のもの。	1 負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等が要充電又は不良若しくは要交換を示したものの。	
			各セル(単電池)間の比重差が0.04未満で、最低比重が1.240未満のもの。	1 負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等にかかわらず、次項の充電検査が不合格なもの。	
				2 負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等にかかわらず、次項の充電検査合格後に再度実施した負荷電圧測定時の電圧指示目盛又は結果表示ランプ等が要充電又は不良若しくは要交換を示したものの。	
3 充電検査	1 充電開始前の液面を蒸留水で規定の高さに調整する。	1 充電開始直後に電圧が15.0V以上になったもの。			
	2 充電は定格容量の概ね1	2 充電開始30分後の電圧が12.6V以下のもの。			
		3 充電中に電解液の温度が著しく上昇し、電			

	／10 の電流で実施するとともに、各セルから盛んにガスが発生し、端子電圧及び電解液の比重が上昇し、一定値を維持するまで行う。	圧及び電解液の比重がほとんど上がらないもの。
		4 充電終期電圧が 15.0V 未満又は充電終期の電解比重が 1.240（20℃換算）未満のもの。
		5 充電終期における各セル（単電池）の比重差が 0.04 以上のもの。
	3 電圧、電解液の比重及び温度の測定は、充電開始前、開始直後及び開始 30 分後、ならびに 1～2 時間ごとに測定する。	

注：この基準は、電解液の比重が完全充電状態で 1.280 ± 0.010 （20℃）に調整してある蓄電池に適用する。